

取扱いの趣旨

バセドウ病等の経過観察時は、当該検査の変動は少ないため、臨床的有用性は低い。また、甲状腺機能異常は自己免疫性甲状腺疾患には該当せず、検査の対象とはならないことから、併算定は原則として認められない。

支払基金が公表している取扱いの全文

【検査】 《令和7年6月30日》

568 バセドウ病等に対するサイログロブリンと抗サイログロブリン抗体半定量又は抗サイログロブリン抗体の併算定について

○ 取扱い

① 次の傷病名に対するD008「17」サイログロブリンとD014「3」抗サイログロブリン抗体半定量又は「10」抗サイログロブリン抗体の併算定は、原則として認められる。

(1) バセドウ病（初診時又は診断時）

(2) 慢性甲状腺炎・橋本病（初診時又は診断時）

② 次の傷病名に対するD008「17」サイログロブリンとD014「3」抗サイログロブリン抗体半定量又は「10」抗サイログロブリン抗体の併算定は、原則として認められない。

(1) バセドウ病（経過観察時（定期チェック））

(2) 甲状腺機能亢進症（経過観察時（定期チェック））

(3) 慢性甲状腺炎・橋本病（経過観察時（定期チェック））

(4) 甲状腺機能異常

(5) 結節性甲状腺腺腫（経過観察時（定期チェック））

○ 取扱いを作成した根拠等

サイログロブリン（Tg）は、甲状腺濾胞細胞でのみ合成される糖蛋白であり、その一部が代謝されて甲状腺ホルモンが生成される。甲状腺濾胞細胞でのみ合成されるため、甲状腺の臓器特異性は高い。抗サイログロブリン抗体（TgAb）は、Tgに対する自己抗体である。バセドウ病や橋本病などの自己免疫性甲状腺疾患での初診時又は診断時における鑑別診断にTgおよびTgAbの両検査結果を併せた評価が有用である。

一方、②の傷病名で、経過観察時（定期チェック）においては当該検査の変動は少なく、臨床的有用性は低い。また、甲状腺機能異常は自己免疫性甲状腺疾患には該当せず、検査の対象とはならない。

以上のことから、①の傷病名及び初診時又は診断時に対するD008「17」サイログロブリンとD014「3」抗サイログロブリン抗体半定量又は「10」抗サイログロブリン抗体の併算定は、原則として認められ、②の傷病名では、原則として認められないと判断した。

グラフの見方

1 棒グラフ(該当レセプトの審査結果)

当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト
1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2 折れ線グラフ

取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、
査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】 審査の結果

査定	返戻	: 取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	: 検証が必要

審査結果の概要

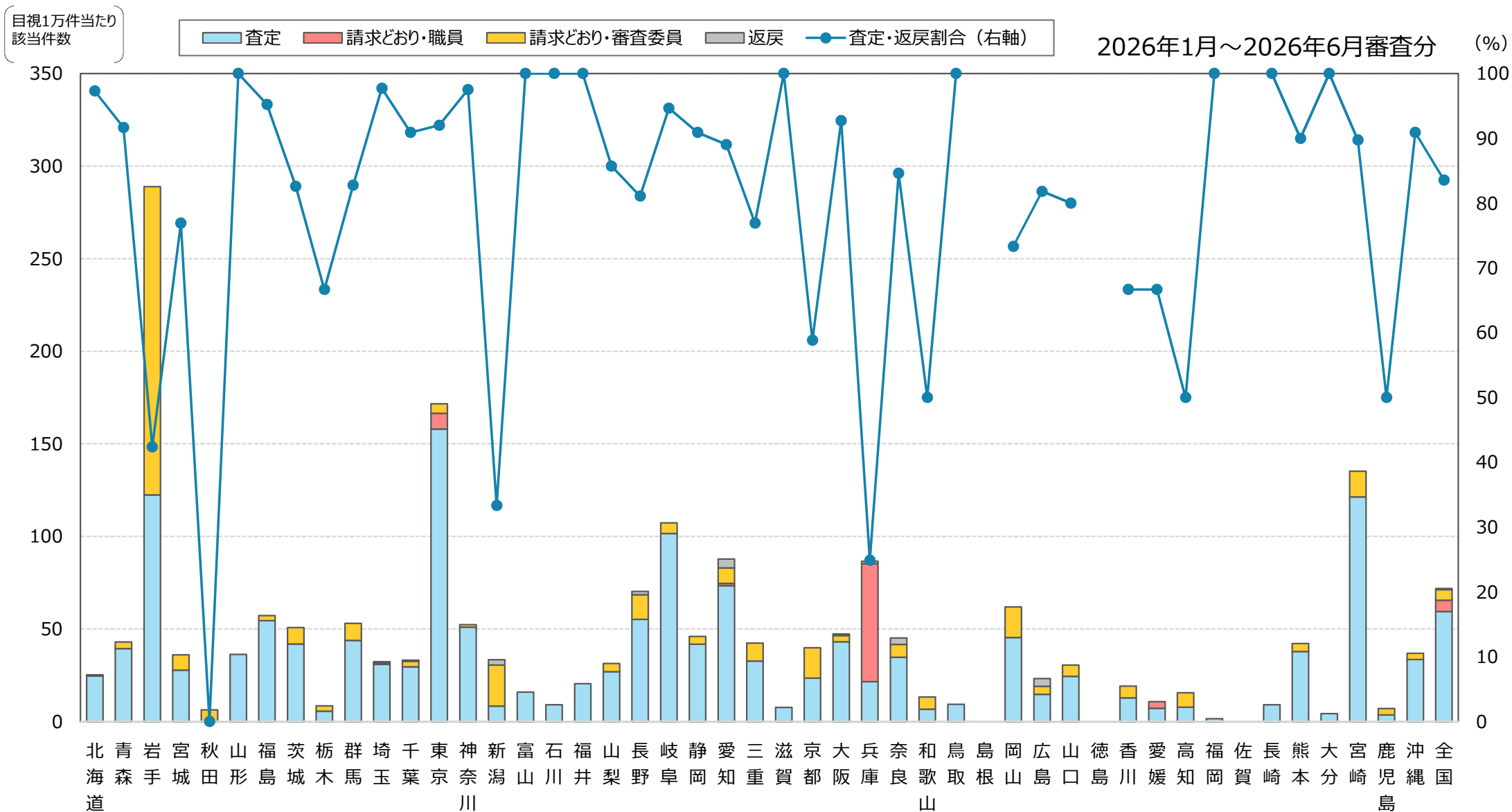
➤ 全国の査定・返戻割合 83.55%

➤ 検証対象都道府県 17

検証観点	都道府県※	備考
査定・返戻割合が低い	兵庫、新潟、岩手、和歌山、高知、京都、岡山、宮城、三重、長野、茨城、群馬、奈良、山梨、愛知、宮崎	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	兵庫、東京、愛知	対象1万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	岩手、新潟、岡山、京都、宮崎、長野、三重、群馬、茨城、愛知、宮城、高知、奈良、和歌山、東京、山梨	//

※検証対象都道府県が16を超えたため、16都道府県を限度に表記している

該当件数（全国）	【条件】	2,426件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	2,027件
検証を必要とする審査	請求どおり	399件



【該当件数】取扱いの趣旨に該当したレセプト件数